

## 只木ゼミ第3問（夏合宿） 検察レジュメ

文責：3班

### 事実の概要

共同被告人 Y（主犯）は、宝石商 A に対し、宝石等を多量に購入するなど巧みに持ちかけ、A から数回にわたり宝石類や毛皮などを預かり保管していた。しかし、これ以上宝石類を持参させることは困難であると判断し、A を殺害して宝石類の返還を免れようと意図した。Y は当初、殺害場所として自己の経営する会社事務所ビルの地下室を予定していたが、予定を変更して、仲間の運転する自動車で高速道路を走行中に車内で A を拳銃で射殺し、宝石類の返還を免れると共に、A が所持していた現金 40 万円を抜き取った。

本件被告人である甲は、Y が当初、殺害現場と予定した地下室から拳銃音が外部に漏れないように、地下室入口戸の周囲をガムテープで目張りし、換気口を毛布で塞ぐなどすると共に（目張り行為）計画変更後は、Y から暗に同行を求められるや、自分が一緒にいるから大丈夫だ、などと Y に伝え、Y の計画を助長することになると認識しつつ、Y の自動車に同乗して追従し、殺害現場に至った。

### 問題の所在

まず、甲は目張り行為をしているが、主犯たる Y はかかる行為に気づかず犯行を行っているため甲に Y に対する幫助犯が成立するか。

また、甲は Y に安心させる言葉をかけ、Y の計画を精神的に助長することになると認識しつつ、Y の自動車に同乗し追従しているが、かかる行為について甲に幫助犯が成立するか。

片面的幫助の成立の可否、幫助の因果関係の要否及びその内容に関連して問題となる。

### 学説の状況

片面的幫助の可否

A 説 片面的幫助肯定説<sup>1</sup>

片面的幫助の成立を肯定する説

B 説 片面的幫助否定説<sup>2</sup>

片面的幫助の成立を否定する説

幫助の因果関係要否

説 因果関係不要説

幫助犯の成立には、幫助行為と正犯結果あるいは実行行為との間に因果関係は不要であるとする説

---

<sup>1</sup> 大谷實『刑法講義総論』（新版第2版・2007）447頁  
大塚仁『刑法概説（総論）』（第3版増補版・2005）304頁  
団藤重光『刑法綱用総論』（第3版・1990）414頁  
山口厚『刑法総論（第2版）』347頁

<sup>2</sup> 草野豹一郎『刑法要論』（1965）133頁  
西原春雄『刑法総論』（1977）334頁

### 説 因果関係必要説<sup>3</sup>

幫助犯の成立には、幫助行為と正犯結果あるいは実行行為との間に因果関係が必要であるとする説

#### 因果関係の内容

##### V説 抽象的危険犯説<sup>4</sup>

正犯行為の結果に対する機会の増加ないし法益に対する危険の増加があれば因果関係が認められるとする説

##### W説 正犯結果惹起説<sup>5</sup>

幫助行為と正犯結果との間に単独犯と同様の条件関係が必要であるとする説

##### X説 促進的因果関係説<sup>6</sup>

幫助行為と正犯結果との間に因果関係が必要であるが、その因果関係は正犯結果の発生を促進したまたは容易にしたということが認められれば肯定されるとする説

##### Y説 実行行為促進説<sup>7</sup>

幫助行為と実行行為との間に因果関係が必要であり、その因果関係は正犯の実行を物理的又は心理的に容易にした又は促進したと認められれば肯定されるとする説

##### Z説 心理的因果性説<sup>8</sup>

幫助の因果性の内容は意思の疎通による心理的因果性であり、従犯と正犯との間に意思の連絡があれば正犯行為を促進する効果があり幫助として処罰されるとする説

### .判例 [大審院大正十四年一月二十二日]

#### 事実の概要

正犯者Xが賭場を開くことを知って、Yがこれを手伝うつもりでXには何も告げずに客を案内した。

#### 判旨

共同正犯ノ成立ニハソノ主観的要件トシテ共犯者間ニ意思ノ連絡スナワチ共犯者ガ相互ニ共同犯罪ノ認識アルコトヲ必要トスレトモ従犯成立ノ主観的要件トシテハ従犯者ニオイテ正犯ノ行為ヲ認識シコレヲ幫助スルノ意思アルヲ以テタリ従犯者ト正犯者トノ間ニ相互的ノ意思連絡アルコトヲ必要トセルヲモッテ正犯者カ従犯ノ幫助行為ヲ認識スルノ必要ナキモノトス。

---

<sup>3</sup>草野・前掲 133頁

<sup>4</sup>野村稔『刑法総論』420頁

<sup>5</sup>曾根威彦『刑法総論』(第3版・2000)292頁

山中敬一『刑法総論』(第2版)921頁

<sup>6</sup>平野龍一『刑法総論』(1975)381頁

木村龍二『刑法総論』(阿部純二増補・1973)421頁

藤木英雄『刑法講義総論』(1975)301頁

<sup>7</sup>大谷實・前掲 448頁

大塚仁・前掲 307頁

川端博『刑法総論講義』(第2版・2006)575頁

<sup>8</sup>町野朔『刑法総論講義案(1)』(1996)128頁

## 学説の検討

### 1、片面的幫助の可否について

思うに、『幫助』とは実行行為以外の行為によって正犯の実行を容易にすることをいうところ、正犯の実行を容易にすることは正犯者が幫助を受けているという認識がなくとも可能である。

したがって、片面的幫助は認められると解する。

ただし、精神的幫助の場合は幫助されていることについて正犯者の認識がなければ実行行為が容易になったとはいえないから片面的幫助は成立しないと考える。<sup>9</sup>

### 2、幫助の因果関係の要否について

この点、共犯は正犯の実行行為を通じて間接的に違法な結果を惹起したから処罰されるどころ、正犯の実行行為を通じて間接的に違法な結果を惹起したといえるためには、少なくとも幫助行為と実行行為との間に因果関係が必要であるとして幫助犯の成立に因果関係が必要であるとする説がある。

しかし、幫助犯は抽象的危険犯であり、幫助行為は一般に正犯行為の実行を容易にするものであれば足りるから、正犯による行為や結果との因果関係は不要であると解する。

### 3、因果関係の内容について

幫助の因果関係を必要としたとしても、その因果関係の内容については争いがある。

(1) この点、幫助行為と正犯結果との間に単独犯と同様の条件関係が必要であるとする正犯結果惹起説(W説)がある。

しかし、この説では正犯行為の心理的促進が問題となる事例においてほとんど因果関係を肯定できなくなることから妥当でない。

(2) また、幫助行為と正犯結果との間に因果関係が必要であるが、その因果関係は正犯結果の発生を促進または容易にしたということが認められれば肯定されるとする促進的因果関係説(X説)もある。

しかし、心理的因果性しか認められないような場合、その心理的作用がどのように結果に結びついたかははっきりしない場合が多く、實際上幫助の因果関係がほとんど肯定されないため妥当でない。

(3) さらに、幫助行為と実行行為との間に因果関係が必要であり、その因果関係は正犯の実行を物理的又は心理的に容易にした又は促進したと認められれば肯定されるとする実行行為促進説(Y説)がある。

しかし、意思の連絡に加えて最低限どのような促進関係が必要であるか明確でなく妥当でない。

(4) そして、幫助の因果性の内容は意思の疎通による心理的因果性であり、従犯と正犯との間に意思の連絡があれば正犯行為を促進する効果があり幫助として処罰されるとする心理的因果性説(Z説)もある。

しかし、正犯行為を容易・促進することは正犯者に幫助を受けている意識がなくとも可能であるにもかかわらず、この説では意思疎通がなく心理的因果性が認められないということをもって片面的幫助犯が否定されることになり妥当でない。

(5) 思うに、従犯は拳動犯であり、その加担行為はその行為が行われるときに一般的に正犯行為の実行を容易ならしめるもので足り、現実に正犯行為の実行を容易なら

<sup>9</sup> 大谷・前掲 447 頁参照

しめることは必要でない。

したがって、正犯行為の結果に対する機会の増加ないし法益に対する危険の増加があれば因果関係が認められるとする抽象的危険犯説（V説）が妥当である。

## 本問の検討

1、本問を検討するにあたり、まず主犯Yの罪責を述べる。

Yは強盗の目的で地下室での殺人行為を計画していることから、強盗殺人の予備罪が成立する。

また、車中でAを殺害していることから強盗殺人罪が成立する。

以上より、Yには強盗殺人罪の予備罪（237条）と強盗殺人罪（236条）が成立する。そして、Yは途中で予定を変更していることから両者に関連性はなく、強殺予備罪は強盗殺人罪の共罰的事前行為とならない。したがって、両者は併合罪（45条）となる。

2、甲の罪責について

（1）目張り行為について

甲は、Yの犯行を助けるつもりで犯行場所として計画された部屋に目張り行為を行っている。

この点につき、片面的幫助を認め、幫助に関し因果関係不要説をとる自説からは、甲に強盗殺人予備罪の幫助犯が成立する。

また、幫助の因果関係が必要であるとした場合でも、甲はYの予定からその意図を理解して目張り行為をしたと認められるから、Yがその後たまたま地下室に置いての実行計画を発展的に変更し、車中でこれを実行したとしても、構成要件上重要な点を共通にする行為が前の計画と同一性を保って、時間的にも連続する過程において遂行されたのであるから、甲の目張り行為はYの同日の一連の計画に基づく被害者の生命等の侵害を現実化する危険性を高めたと認められ、因果関係を肯定できる。

したがって、甲に強盗殺人予備罪の幫助が成立する。

（2）追従行為について

甲は、Yの計画を助長することになると認識しつつ、Yの自動車に同乗して追従している。

この点につき、片面的幫助を肯定し、因果関係を不要とする自説からは、Yの行為を精神的に幫助したということが認められるので、甲に強盗殺人罪の幫助犯が成立する。

また、幫助の因果関係が必要であるとした場合でも、甲は実際にYに対して、自分が一緒にいるから大丈夫だ、などとYを精神的に安心させ、また犯行を助長すると認識しつつ追従行為を行っていることから、正犯行為の結果に対する機会の増加ないし法益に対する危険の増加が認められる。

したがって、甲に強盗殺人罪の幫助が成立する。

## 結論

甲は強盗殺人罪（236条）の幫助二罪を負い、両者は併合罪（45条）となる。